

物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線名)	藤井寺市野中五丁目271番8外 (国道170号 野中跨道橋下)		交通 機関	近鉄南大阪線 古市駅 北西 約 1.5km		最 低 占用料 (年額)	2,107,150円/年	占用期間	5年
1											
土地の概要							特記事項				
面 積		占用許可対象面積					2,972 m ²				
接面道路 の状況		東側: 国道(南行側道)・幅員約4.5～6.5m・舗装有・高低差無・南行き一方通行 西側: 国道(北行側道)・幅員約4.5～6.8m・舗装有・高低差無・北行き一方通行									
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内									
		用途地域		準住居地域							
		地域地区		準防火地域・第2種高度地区							
		建ぺい率		60%		容積率		200%			
	その他の 法令等	・道路法(国道 170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(はざま山遺跡) ・景観法(古墳群周辺住居系地区)									
その他条件		・火気厳禁									
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号						
		対象地周辺		対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	大阪広域水道企業団藤井寺水道センター工務課 072-939-1324							
		有	無								
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081							
		有	有								
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141							
		有	無								
	公共 下水道	本管	引込管	藤井寺市都市整備部下水道課 072-939-1111(代)							
		有	無								

※便宜上、「野中」交差点～「野中南」交差点間を『A号地』、「野中南」交差点～「野中5」交差点間を『B号地』と表記します。

1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「道路占用許可基準: 高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。

2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

3 対象地への車両等の出入りについては、原則、現状の出入口をそのまま利用してください。新たに設置する場合は、現状の出入口を構造物によって閉鎖する等の工事が必要になります。出入口の変更等を行う場合は、大阪府富田林土木事務所及び大阪府羽曳野警察署と協議してください。なお、A号地の北側・南側及びB号地の北側については、交差点内のため出入口の設置はできません。
アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、保護柵等の設置に要する費用は全て占用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
大阪府羽曳野警察署 交通課 電話 072-952-1234(代)

4 A号地内中央付近にグレーチングが設けられており、地下には水路があるため、これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。グレーチング上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実施調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に要する費用等は、全て占用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)

5 対象地内に電気用マンホール(大阪府)7箇所及び信号用マンホール(大阪府警)2箇所が設置されており、これら施設の関係者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにしてください。さらに上記の者による実施調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に要する費用等は、全て占用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
大阪府羽曳野警察署 交通課 電話 072-952-1234(代)

(次ページへ続く)

(次ページへ続く)

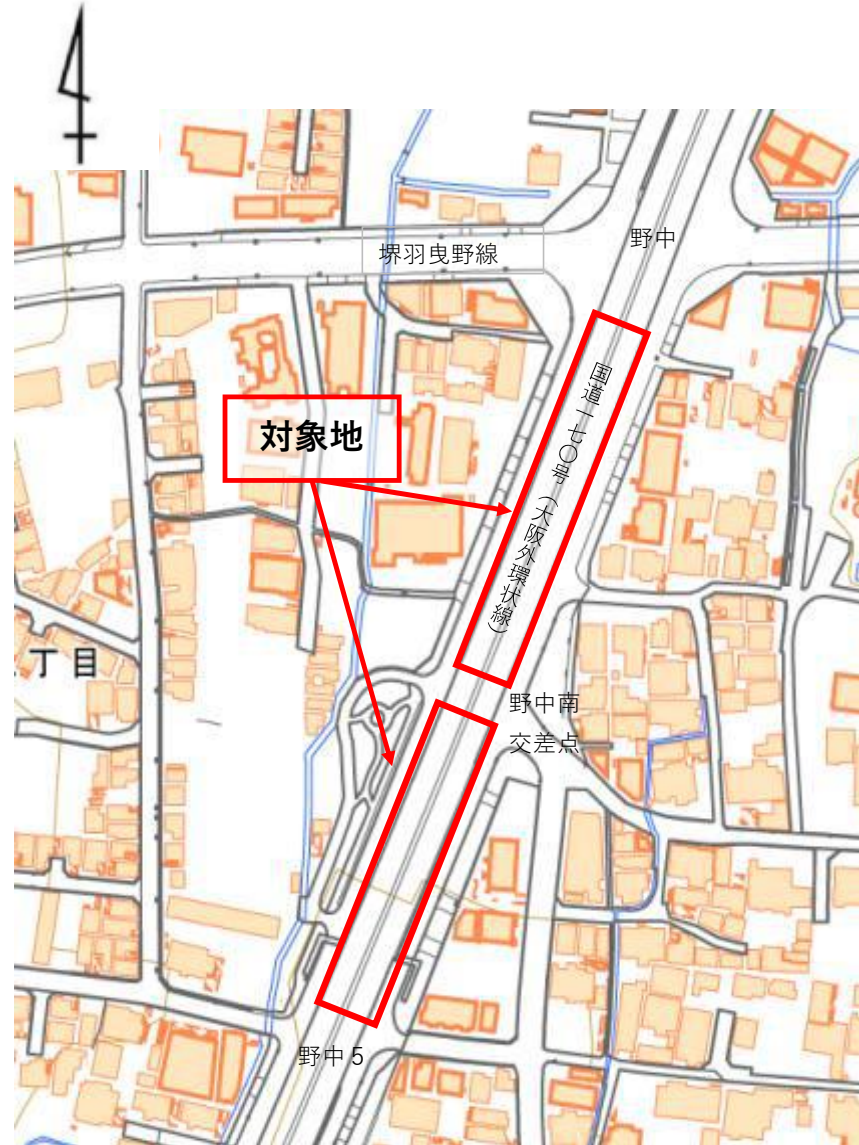
特 記 事 項

- | | |
|--|---|
| <p>6 対象地には公共水道及び下水道の引き込みはありません。現状では排水が生じる利用はできません。引き込みを希望する場合は、下記お問い合わせ先と協議してください。なお、公共水道及び下水道の引き込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
大阪府広域水道企業団藤井寺水道センター工務課 電話 072-939-1324
藤井寺市都市整備部下水道課 電話 072-939-1111(代)</p> <p>7 電気は「野中南」交差点東側にある引込柱から、現占有者が照明灯用に引き込んでいます。別の箇所新たに引込柱を建てることはできませんので、既存の引込柱から引き込んでください。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>8 A号地に分電盤が2つ設置されています。南側の分電盤は大阪府所有のもので貸付面積の対象範囲外です。北側の分電盤は大阪府と現占有者が共用で使用しており貸付面積の対象範囲となります。分電盤を開ける際は、大阪府富田林土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代)</p> <p>9 A号地の地下に関西電力送配電株式会社及びNTT株式会社のケーブルが埋め込まれています。詳細については、各社に確認してください。
(お問い合わせ先)
関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081
NTT西日本大阪社外工事立会センター 電話 06-4258-4041</p> <p>10 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「はざみ山遺跡」の一部に指定されており、国道170号野中跨道橋の建設に伴い、平成5年度にA号地の一部のみ発掘調査を実施していますが、その際に調査した箇所以外は未調査となっています。
対象地を使用するにあたり、掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があるほか、過去に発掘調査がなされていない箇所における掘削の場合は、発掘調査が必要となります。詳細については、藤井寺市教育委員会文化財保護課に確認してください。
なお、これらの届出や調査に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課 電話 072-939-1111(代)</p> | <p>11 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>12 橋梁等の施設は定期的又は緊急時に点検や補修等を行っています。対象地に架かる橋梁については、令和8年度に点検を実施する予定であり、点検の結果、補修等が必要となる場合があります。その際は一定の期間、占有不可となる箇所が生じる可能性があります。その占有料や補償等を大阪府において負担することはできません。
なお、点検及び補修等の際に、対象地にある施設が支障となる場合は、撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に要する費用等は、全て占有者の負担となります。
橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府富田林土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府富田林土木事務所 維持保全課 電話 0721-25-1131(代)</p> <p>13 対象地は、過去の公募により落札された現占有者が現在使用しています。現占有期間は最長で令和8年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和8年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですのでそれらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関係しません。</p> <p>14 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>15 対象地の上に架かる高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>16 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>17 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> |
|--|---|

(1)位置図 (物件番号:第1号)

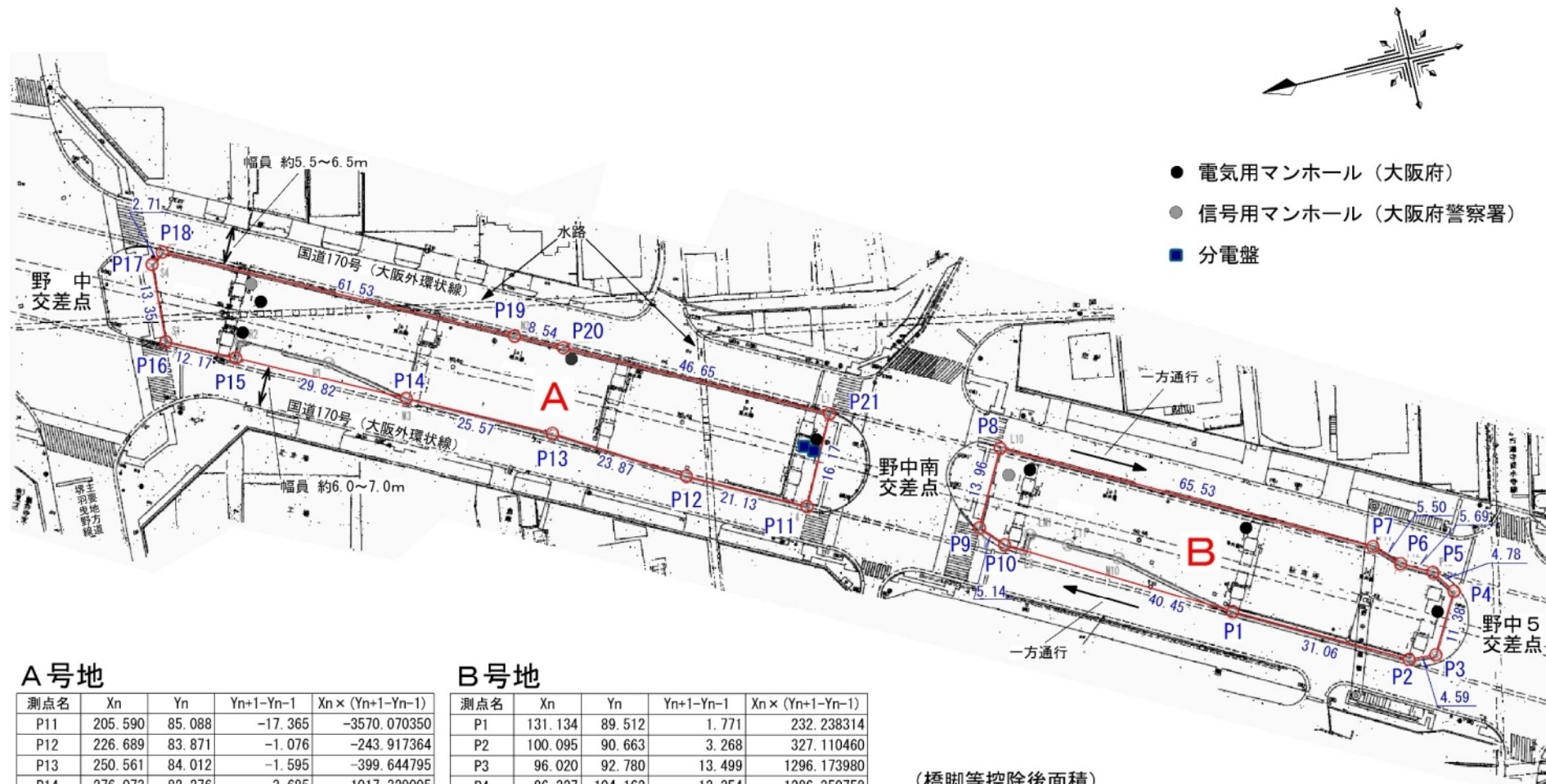


出典: 国土地理院ウェブサイト



出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)



(橋脚等控除後面積)

$$3,047.68 - 76.09 \text{ (橋脚等控除面積)} = 2,971.59$$

占用面積：2,972m²
(小数点切り上げ)

A号地

測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
P11	205.590	85.088	-17.365	-3570.070350
P12	226.689	83.871	-1.076	-243.917364
P13	250.561	84.012	-1.595	-399.644795
P14	276.073	82.276	-3.685	-1017.329005
P15	305.831	80.327	-2.837	-867.642547
P16	317.975	79.439	10.955	3483.416125
P17	324.137	91.282	14.356	4653.310772
P18	323.101	93.795	6.717	2170.269417
P19	261.708	97.999	4.762	1246.253496
P20	253.185	98.557	3.237	819.559845
P21	206.602	101.236	-13.469	-2782.722338
倍面積				3491.483256
面積				1745.741628

B号地

測点名	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n × (Y _{n+1} -Y _{n-1})
P1	131.134	89.512	1.771	232.238314
P2	100.095	90.663	3.268	327.110460
P3	96.020	92.780	13.499	1296.173980
P4	96.327	104.162	13.354	1286.350758
P5	100.690	106.134	1.738	174.999220
P6	106.383	105.900	1.140	121.276620
P7	111.713	107.274	-1.580	-176.506540
P8	177.186	104.320	-16.898	-2994.089028
P9	176.510	90.376	-15.428	-2723.196280
P10	171.586	88.892	-0.864	-148.250304
倍面積				-2603.892800
面積				1301.946400

A号地+B号地の面積	3047.688028
------------	-------------

図 面 名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和 7 年 7 月 24 日
事業者名	大 阪 府